

(3) いじめへの対処の状況

実 態	説明図表番号
<p><b>【制度の概要等】</b></p> <p>(いじめへの対処)</p> <p>学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、いじめの事実の有無を確認し、外部専門家の協力を得つつ、被害児童等への支援や加害児童等への指導等を行うものとするとしている（法第23条及び国の基本方針）。</p> <p>国の基本方針では、国が実施すべき施策として、弁護士や教員・警察官経験者などの多様な外部人材を活用できる体制の構築等が示されている。</p> <p>また、いじめの発見・通報を受けたときの対応として、いじめの事実の確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童生徒の保護者に連絡するとされている。</p> <p>さらに、いじめられた児童生徒又はその保護者への支援やいじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言に際しては、状況又は必要に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得るとされている。</p> <p>これらに基づき、文部科学省は、いじめ問題等の解決に向けて、第三者的立場からいじめ問題等を調整・解決する取組や、幅広い外部専門家を活用していじめ問題等を調整・支援する取組を支援する事業を実施している。</p> <p>(いじめへの対処に係る被害・加害児童生徒への対応の状況)</p> <p>いじめへの対処に当たっての外部専門家の活用や保護者への連絡の状況については、平成28年度問題行動等調査によると、被害児童生徒への対応は、「スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う」が4.4%、「児童相談所等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）」が0.5%となっている。また、加害児童生徒への対応は、「スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う」が2.4%、「保護者への報告」が45.9%となっている。</p> <p>(いじめの解消の状況)</p> <p>国のいじめ施策の成果指標は、「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）において、「いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加」とされている。</p> <p>平成28年度問題行動等調査によると、過去に認知したいじめの現在の状況は、「解消しているもの」が90.5%となっている。</p> <p>なお、平成29年3月に改定された国の基本方針では、従前規定されていなかったいじめが解消している状態の定義について、詳細に規定された。</p>	<p>図表2-(3)-①、 ②</p> <p>図表2-(3)-③</p> <p>図表2-(3)-④</p> <p>図表2-(3)-⑤</p> <p>図表2-(3)-⑥</p> <p>図表2-(3)-② (再掲)</p>

**【調査結果】**

今回、調査対象とした20県教委、40市教委及び249校（99小学校、99中学校及び51高等学校）における①いじめへの対処における外部専門家の活用等の状況、②学校から加害児童生徒の保護者への連絡状況、③いじめの解消後の見守り支援の状況を調査したところ、以下のとおり、いじめへの事案対処に際して工夫している取組等がみられた。

**ア いじめへの対処における外部専門家の活用等の状況**

（いじめへの対処における外部専門家の活用に関し工夫している取組）

- ① 市教委では、専門性と経験をいかして対応する常勤の専門職を学校現場に配置することで、全ての児童生徒に対しいじめや不登校につながる問題の未然防止・早期発見や個別支援を行うとともに、教職員の負担軽減を目的として、市内11ブロックの中学校11校に「子ども応援委員会」を設置（平成26年4月）している。同委員会は、常勤のSC、SSW、地域との連絡調整を行うスクールアドバイザー及び警察官OBで見守り活動を行う非常勤のスクールポリスから成る組織である。相談実績は、1万2,078件（平成28年度）となっており、設置当初から4.5倍に増加している。
- ② 市教委では、平成15年度から「児童生徒への支援・居場所づくり」として、原則、市内全小・中学校に「ふれあいひろば推進員」（教員OB、地域住民等378人（平成28年4月現在））を配置し、同推進員が、i）いじめ被害児童生徒に対し、学校内や登下校時、地域において保護活動及び相談活動を行い、ii）いじめ加害児童生徒に対して、学校内において指導等の活動を行っている。平成27年度の不登校重大事態事案（1件）においては、同推進員が開く「ふれあいひろば」にいじめにより不登校となった児童を登校させ、2か月後に教室に復帰させている。

図表2-(3)-⑦

また、いじめへの対処における外部専門家の活用について、教育長等からは、次のような意見が聴かれた。

図表2-(3)-⑧

- ① いじめを発見した、又は報告を受けた教職員がいじめに該当しないと判断し、学校全体で情報共有がなされないことを防止する方策として、第三者の視点としてのSC等専門スタッフの活用が有効である。
- ② 通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒が年々増加しており、相談の仕方や、緊急時に教員がどう動くかなどについて、SCの果たす役割は大きい。

（被害児童生徒への支援に関し工夫している取組）

図表2-(3)-⑨

- 小学校では、34項目の質問によるアンケート「学校環境適応感尺度」の結果から、いじめを受けた児童の心の状態を把握し、どのような支援が必要かを検討する際の参考にしている。例えば、無視やいじわる

をする児童間の関係があり、かつ、当該児童がその友人関係について良好と感じていない場合、友人を使ってフォローするのは難しいため、教師のサポートがより必要な児童と判断し、支援するようにしている。

#### イ 学校から加害児童生徒の保護者への連絡状況

(学校から加害児童生徒の保護者への連絡に関し工夫している取組等)

- ① 県教委は、同県独自のマニュアルで、「被害、加害の保護者には必ず事実の報告を行う」としており、公立学校においていじめを認知した場合、加害児童生徒の保護者に連絡したケースは平成 27 年度 94.2%で、全国平均 (46.0%) の 2 倍以上となっている。同県教委は、各種会議や研修でも各学校や教職員に対し繰り返し指導してきた結果であるとしている。
- ② 市教委は、従前から、保護者とのより良い関係性を築くこと等を目的として、児童生徒の表情に変化があったとき、褒めるべきことを見つけたとき、近所まで来たときなど、平素からの家庭訪問を励行している。その結果、加害児童生徒の「保護者への報告」の割合が平成 27 年度 80.7%と、全国平均 (46.0%) より高くなっている。
- ③ 一方、加害生徒の保護者に連絡する場合を限定しているものとして、ある高等学校では、停学となった事案等、悪質な事案についてのみ保護者に連絡することとしている。

図表2-(3)-⑩

#### ウ いじめの解消後の見守り支援の状況

(いじめの解消後の見守り支援に関し工夫している取組)

- 中学校では、いじめを受けた生徒が、おっとりしている、感情を出さない、きついことを言われても言い返せない、コミュニケーションが取りにくいなどの場合、見守りが必要な生徒として、当該いじめが解消された後も見守りを続けている。同校では、これらの見守り支援により、平成 26 年度のいじめ認知事案 9 件のうち 4 件 (44.4%)、27 年度のいじめ認知事案 7 件のうち 4 件 (57.1%) が「一定の解消が図られたが、継続支援中」となっており、その割合が全国平均 (27 年度 9.2%) より高くなっている。

図表2-(3)-⑪

また、いじめの解消について、教育長等からは、次のような意見が聴かれた。

図表2-(3)-⑫

- ① 県のいじめ施策の目標として、いじめの解消率 100%を設定しているが、一つのいじめも取りこぼすことなく対処するという姿勢を示すものである。
- ② 行政が施策を進める上で目標を数値化することは重要であり、文部科学省の成果指標は理解できる。一方、いじめの解消率を向上することが目標となると、学校がいじめ事案を安易に解消と判断して解消率

<p>を上げて本末転倒となる可能性がある。</p> <p>③ いじめ解消の状況が 100%となっていないことが、継続支援及び見守りが適正に行われている好ましい状況と認識している。子供たちが不安なく学校に来ることができるように見守ることが重要である。</p>	
--	--

図表 2-(3)-① いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉

<p>(いじめに対する措置)</p> <p>第23条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。</p> <p>2 <u>学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。</u></p> <p>3 <u>学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p>
---

(注) 下線は、当省が付した。

図表 2-(3)-② いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉

<p>第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項</p> <p>1～6 (略)</p> <p>7 いじめの防止等に関する基本的考え方</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) いじめへの対処</p> <p>いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認し適切に指導する等、<u>組織的な対応を行うことが必要</u>である。また、<u>家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要</u>である。</p> <p>このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。</p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>1 いじめの防止等のために国が実施する施策</p> <p>(略)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) いじめの防止等のために<u>国が実施すべき施策</u></p> <p>①・② (略)</p> <p>③ いじめへの対処</p> <p>○ <u>多様な外部人材の活用等による問題解決支援</u> 解決困難な問題への対応を支援するため、<u>弁護士や教員・警察官経験者など、多様な人材を活用できる体制を構築</u>する。また、各地域におけるいじめの問題等を第三者的立場から調整・解決する取組を促進する。</p> <p>○ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という。）への対応 (略)</p> <p>④ 教職員が子供と向き合うことのできる体制の整備 (略)</p> <p>2 いじめの防止等のために地方公共団体等が実施すべき施策 (略)</p> <p>3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置</p> <p>(略)</p>
--

i)・ii) (略)

iii) いじめに対する措置

(略)

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

iv) その他 (略)

別添2 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント

(略)

(1)・(2) (略)

(3) いじめに対する措置

① 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

② いじめの発見・通報を受けたときの対応

(略)

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。

児童生徒から学校の教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が当該事案に対して速やかに具体的な行動をとらなければ、児童生徒は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、当該情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。 (略)

③ いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめられた児童生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童生徒にも責任

があるという考え方はあつてはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童生徒の見守りを行うなど、いじめられた児童生徒の安全を確保する。

あわせて、いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。さらに、必要に応じ、被害児童生徒の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等のいじめによる後遺症へのケアを行う。（略）

④ いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。児童生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。（略）

(注) 下線は、当省が付した。

図表2-(3)-③ いじめへの対処に当たっての被害児童生徒への対応

(単位：%)

区分（複数回答可）	平成 25年度	26年度	27年度	28年度
スクールカウンセラー等の相談員が継続的にカウンセリングを行う	2.7	2.9	6.3	4.4
別室を提供したり、常時教職員が付くなどして心身の安全を確保	3.0	3.2	6.4	4.6
緊急避難としての欠席	0.7	0.4	0.3	0.3
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施	14.4	13.1	17.6	14.8
学級替え	6.2	6.8	0.5	0.2
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応	2.4	2.8	3.4	2.7
児童相談所等の関係機関と連携した対応（サポートチームなども含む）	0.5	0.6	0.7	0.5

(注) 1 文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。

2 「学級替え」は、平成26年度まで「グループ替えや席替え、学級替え」と調査していたため、単純な比較はできない。

3 複数回答可の方式である。構成比は、認知件数に対する割合である。

図表2-(3)-④ いじめへの対処に当たっての加害児童生徒への対応

(単位：%)

区分（複数回答可）		平成 25年度	26年度	27年度	28年度
スクールカウンセラー等の相談員がカウンセリングを行う		1.6	1.8	3.5	2.4
校長、教頭が指導		7.2	7.4	7.4	5.6
別室指導		9.3	11.9	26.1	13.2
学級替え		5.1	5.8	0.4	0.2
退学・転学	懲戒退学	0.0	0.0	0.0	0.0
	その他	0.1	0.1	0.1	0.1
停学		0.3	0.3	0.2	0.2
出席停止		0.0	0.0	0.0	0.0
自宅学習・自宅謹慎		0.7	0.5	0.5	0.3
訓告		0.4	0.3	0.4	0.3
保護者への報告		38.6	39.7	46.0	45.9
いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導		31.7	33.9	41.4	42.8

(注) 1 文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。

2 「学級替え」は、平成26年度まで「グループ替えや席替え、学級替え」と調査していたため、単純な比較はできない。

3 複数回答可の方式である。構成比は、認知件数に対する割合である。

図表 2-(3)-⑤ 教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）＜抜粋＞

<p>第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策 ～四つの基本的方向性に基づく、8の成果目標と30の基本施策～ (略)</p> <p>I 四つの基本的方向性に基づく方策</p> <p>1. 社会を生き抜く力の養成</p> <p>(1) 主として初等中等教育段階の児童生徒等を対象にした取組</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>成果目標1（「生きる力」の確実な育成）</p> <p>変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」※1を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。</p> <p>(※1) 生きる力：いかに社会が変化しようとして、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力など、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」から成る力</p> <p>(略)</p> <p>(豊かな心) 豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【成果指標】</p> <p>①自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校のきまりを守っている児童生徒の割合の増加</li> <li>・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加</li> <li>・人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合の増加</li> <li>・将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合の増加</li> <li>・地域社会などでボランティア活動などに参加している児童生徒の割合の増加など</li> </ul> <p>②いじめ、不登校、高校中退者の状況改善（いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合、高校中退者の割合の減少など）（成果目標6に後掲）</p> </div> <p>(略)</p> </div> <p>(略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2. ～4. (略) 社会を生き抜く力の養成</p> <p>II・III (略)</p>
--

(注) 下線は、当省が付した。



図表2-3-⑥ いじめの現在の状況

(単位：%)

区分	平成 25年度	26年度	27年度	28年度
解消しているもの	88.1	88.7	88.7	90.5
一定の解消が図られたが、継続支援中	9.4	9.1	9.2	—
解消に向けて取組中	2.2	1.9	1.9	9.1
その他	0.3	0.3	0.3	0.3

(注) 1 文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。

2 項目内容の見直しにより該当がないものは「—」を記載している。

図表 2-3-⑦ いじめへの対処における外部専門家の活用に関し工夫している取組

区分	内 容
常勤の複数の専門職をチームとして学校に配置する取組	<p>市教委は、専門性と経験をいかして対応する常勤の専門職を学校現場に配置することで、全ての児童生徒に対し、いじめや不登校につながる問題の未然防止・早期発見や個別支援の実施とともに、教職員の負担軽減を目的として、市内の中学校11校に「子ども応援委員会」を設置(平成26年4月)している。同委員会は、常勤のSC、SSW、地域との連絡調整を行うスクールアドバイザー及び警察官OBで見守り活動を行う非常勤のスクールポリスから成る組織である。平成28年度において、相談実績は、1万2,078件となっており、設置当初から4.5倍に増加している。相談は、児童生徒・保護者、教職員等から受け付け、内容は不登校や家庭問題が多く、いじめ問題は200件(1.7%)となっている。</p> <p>平成27年度において、同委員会「緑ブロック」は、ブロック管内の学校から400件の相談を受け付け、学校と情報を共有し対処している。「緑ブロック」が置かれている中学校の相談事案209件中、12件がいじめ事案で、同中学校のいじめ認知件数は15件であり、約8割のいじめ事案について同委員会と対処している。</p>
教員OB等による児童生徒の居場所づくりの取組	<p>平成15年度から「児童生徒への支援・居場所づくり」として、「いじめ・不登校等対策ふれあい事業」(国庫補助1/3)を実施している。当該事業により、原則、市内全小・中学校に「ふれあいひろば推進員」(平成28年4月時点：教員OB、地域住民等378人)が配置され、同推進員が、①いじめ被害児童生徒に対し、学校内や登下校時、地域において、保護活動及び相談活動を行い、②いじめ加害児童生徒に対して、学校内において、指導等の活動を行っている。</p> <p>平成27年度の不登校重大事態事案(1件)においては、同推進員が開く「ふれあいひろば」にいじめにより不登校となった児童を登校させ、2か月後に教室に復帰させた。</p>
SCによる被害児童生徒へのソーシャルスキルトレーニングを実施する取組	<p>他人とのコミュニケーションが苦手な被害児童生徒に係るいじめの事案で、いじめ解消の判断の後にいじめが再発した事例があった。被害児童生徒の希望もあり、臨床心理士の資格を持つスクール相談員と継続的にソーシャルスキルトレーニングを実施し、場面に応じた言動の在り方などを具体的に会得した。その結果、対人関係において顕著な改善が見られ、表情も良く元気に過ごせるようになり、いじめの状況は改善されている。</p>
学校で解決困難な事案にSC、SSWを派遣する取組	<p>県教委では、SC、SSW等がいじめの被害者だけでなく、加害者への支援等で深刻化防止につながるという考えで、SC・SSWの配置や派遣を推進している。</p> <p>これとは別に、学校において解決困難ないじめ等の事案発生時に、早期対応及び再発防止を目的として、いじめ対策カウンセラー(SC54人中8人)を派遣(平成27年度は11校に派遣)するとともに、家庭環境に起因し、学校だけでは解決が困</p>

	<p>難ないじめの発生時に、いじめの加害児童生徒、保護者等に働きかけ、家庭環境の改善を支援することで問題の解決を図るいじめ対策ソーシャルワーカー（SSW25人中6人）を派遣している。</p>
<p>教委で外部専門家からなる「サポート・チーム」等を設置・派遣する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ問題に緊急な対応が必要な学校や教委に対し、「サポート・チーム」（指導主事、SC等で組織）や、「いじめ問題学校支援チーム」（弁護士、警察OB、医師、臨床心理士等の専門家5人で組織）等を派遣している。</li> <li>県の地方基本方針において、県内の市立学校における極めて重大かつ緊急な事態に対し、当該市教委からの要請に基づき、調査に係る支援及び助言を行うこととしている。</li> <li>県教委は、県立学校及び市教委を支援するため、サポートメンバー（県教委の担当者、SCスーパーバイザー）及びアドバイザー（弁護士、県警関係者、臨床心理士等）により構成されるいじめ対応支援チームを設置している。また、学校にSCを配置している。</li> <li>市教委は、学校においてSC等による専門的な助言を活用するとともに、学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士（平成28年度5人）、臨床心理士（同8人）、社会福祉士（同4人）、医師（同2人（精神科及び小児科医））、警察経験者（同2人）などの第三者で構成する「第三者専門家チーム」を派遣し、専門性を生かした支援を実施している（派遣実績：平成27年度68回、28年度37回（11月15日まで））。</li> <li>市教委は、対応困難ないじめ事案に関する学校の対応を支援するため、学校からの派遣依頼に基づき、教委の指導主事や、弁護士、臨床心理士、SSW等の専門家を派遣する事業（いじめ等問題行動に対する専門家派遣事業）を実施している。</li> </ul>

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑧ いじめへの対処における外部専門家の活用に関する教育長等の主な意見

区分	内 容
いじめの初期段階からSC等による第三者の視点が必要	<p>いじめを発見した、又は報告を受けた教職員がいじめに該当しないと判断し、いじめとして取り扱わず、学校全体で情報共有がされないことを防止する方策として、第三者の視点としてSC等専門スタッフの活用が有効である。</p>
発達障害等の配慮が必要な児童生徒への対応等にSC等が重要	<ul style="list-style-type: none"> <li>通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒が年々増加しており、そういった児童生徒は、加害者にも被害者にもなりやすい。相談の仕方や、緊急時に教員がどう動くかなどについて、SCの果たす役割は大きい。</li> <li>いじめの中には、学校や教委だけでは解決できない問題が背景となっている場合もある。こうした問題については、区役所や警察、児童相談所等関係機関と連携し、それぞれの権限や制度等を活用して、その解決や対応に取り組んでいる。さらに、カウンセラーやSSWのほか、弁護士、心理・医療等の外部専門家の積極的な活用を進め、学校では専門職とチームアプローチを行っていく。</li> </ul>

（注） 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑨ 被害児童生徒への支援に関し工夫している取組

区分	内 容
学校環境適応感尺度を使用し、当該結果を被害児童生徒の支援の参考としている取組	<p>市教委は、平成 19 年度及び 20 年度に地元の国立大学大学院教育学研究科と連携して、児童生徒の学校生活への適応感を、「生活満足感」、「教師サポート」、「友人サポート」、「向社会的スキル」、「非侵害的關係（無視やいじわるなど、拒否的・否定的な友達関係がないと感じている程度）」及び「学習的適応」の六つの因子から分析する「学校環境適応感尺度」を開発し、設置校で実施させている。</p> <p>「学校環境適応感尺度」は、34 項目の質問によるアンケートであり、小学 3 年生から高校 3 年生までを対象に実施している。「学校環境適応感尺度」はコピーして、設置校に配付しているほか、同市教委と市立学校で構成された LAN でも学校環境適応感尺度にアクセスできるようにしており、使用料は無料となっている。</p> <p>当省が調査した小学校では、いじめを受けた児童の心の状態を把握し、どのような支援が必要かを検討する際に参考としている取組がみられた。例えば、無視やいじわるをする児童間の関係があるといった、「非侵害的關係」が要支援領域にある場合、他の項目も見て「友人サポート」も要支援領域にあれば、友人を使ってフォローするのは難しく、教師サポートがより必要な児童と判断することとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑩ 学校から加害児童生徒の保護者への連絡に関し工夫している取組等

区分	内 容																																		
加害児童生徒の保護者への連絡を励行する取組	<p>県の公立学校で、いじめを認知した場合、加害児童生徒の保護者に連絡した割合は、下表のとおり、平成 27 年度で 94.2%と、全国平均（46.0%）の 2 倍以上となっている。</p> <p>表 いじめを認知した場合の加害児童生徒の保護者への連絡割合 (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">平成 26 年度</th> <th colspan="2">平成 27 年度</th> </tr> <tr> <th>当該県</th> <th>全国</th> <th>当該県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>95.6</td> <td>33.3</td> <td>96.7</td> <td>41.1</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>94.9</td> <td>56.3</td> <td>96.0</td> <td>61.2</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>70.1</td> <td>30.5</td> <td>52.8</td> <td>33.0</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>94.1</td> <td>40.0</td> <td>50.0</td> <td>41.6</td> </tr> <tr> <td>合計（全ての公立学校）</td> <td>93.0</td> <td>39.6</td> <td>94.2</td> <td>46.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 「当該県」欄の数値は、当省の調査結果による。また、「全国」欄の数値は、文部科学省の問題行動等調査に基づき、当省が作成した。</p> <p>これについて、県教委は、法や国の基本方針の趣旨に沿って適切に対応するための措置であり、県独自のマニュアル（ストップいじめアクションプラン）にも「被害、加害の保護者には必ず事実の報告を行う」旨を明記し、各種会議や研修でも各学校や教職員に対し繰り返し指導してきた結果であるとしている。</p> <p>また、県内市教委から同県教委に提出される「いじめ認知報告書」の報告すべき事項の中に、「加害児童生徒の保護者への説明」欄を設け、連絡を行ったかどうかを報告する仕組みをとっている。同県教委は、被害児童生徒が望まないものや加害児童生徒が特定できないなど例外的なケースを除き、加害児童生徒の保護者には事実関係等を連絡することを必須としており、同報告書により連絡を怠っていると思われるものなど、不適切と考えられる場合は、個別に当該市教委に確認及び指導を行うこともあるとしている。</p> <p>今回、調査対象とした県立高等学校における加害生徒への連絡状況について、加</p>	区分	平成 26 年度		平成 27 年度		当該県	全国	当該県	全国	小学校	95.6	33.3	96.7	41.1	中学校	94.9	56.3	96.0	61.2	高等学校	70.1	30.5	52.8	33.0	特別支援学校	94.1	40.0	50.0	41.6	合計（全ての公立学校）	93.0	39.6	94.2	46.0
	区分		平成 26 年度		平成 27 年度																														
当該県		全国	当該県	全国																															
小学校	95.6	33.3	96.7	41.1																															
中学校	94.9	56.3	96.0	61.2																															
高等学校	70.1	30.5	52.8	33.0																															
特別支援学校	94.1	40.0	50.0	41.6																															
合計（全ての公立学校）	93.0	39.6	94.2	46.0																															

	<p>害生徒が特定できた1高等学校の平成25年度及び26年度の4件について確認したところ、いずれもその保護者に連絡していた。同校は、加害生徒の保護者への連絡について、いじめ事案への対処として加害生徒が特定できれば、その保護者に事実を説明するのは必要な手続の一つと考えているとしている。</p> <p>(教育長等への意見聴取結果)</p> <p>当県における保護者への連絡の割合が全国平均より大幅に高いことについて、全国平均の結果を認識していなかったが、文部科学省も被害・加害児童生徒の保護者に連絡することを掲げており当然のこととして取り組んできた結果である。</p>
<p>家庭訪問の励行により加害児童生徒の保護者に連絡する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市教委は、従前から、保護者とのより良い関係性を築くこと等を目的として、平素からの家庭訪問を励行している。平素からの家庭訪問の実施については、教員の各種研修時に指導しているほか、全教員に配付している生徒指導資料にも、児童生徒の表情に変化があったとき、褒めることを見つけたとき、近所まで来たときなどに、家庭訪問を実施することを記載している。</li> <li>同市教委は、家庭訪問等を通じて、平素から保護者との連携が図られていることから、加害児童生徒の保護者への報告の割合が全国平均と比較して高くなっている(全国平均：平成27年度46.0%、同市内の市立学校平均：同80.7%)としている。</li> <li>市教委は、従前から、保護者とのより良い関係性を築くこと等を目的として、平素からの家庭訪問を励行しており、各種研修会の際などに、教員に指導している。</li> <li>また、市の地方基本方針には、加害児童生徒の保護者に「直接会って具体的な事実を伝え、対応策を話し合う」、「家庭での指導徹底を依頼し、再発防止に向け取り組む」ことなどが記載されている。</li> <li>同市教委では、家庭訪問等を通じて、平素から保護者との連携が図られていることから、加害児童生徒の保護者への報告の割合が全国平均と比較して高くなっている(全国平均：平成27年度46.0%、同市内の市立学校平均：同88.5%)としている。</li> </ul>
<p>加害児童生徒の保護者に連絡する場合を限定しているもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校は、停学となった事案等、悪質な事案についてのみ保護者に連絡しているとしている。</li> <li>県教委は、初期段階のいじめが多く認知されたことから、保護者への報告に至らない事案も増えたとしている。</li> <li>小学校では、けがをしたり、心身がひどく傷ついたりするなどの重要性がないため保護者に連絡しなかったいじめもあるとしている。</li> <li>中学校は、アンケート調査により把握した事例が既に解消したものである場合、加害児童生徒の保護者への連絡を要しないことが多いとみられるとしている。</li> </ul>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑪ いじめの解消後の見守り支援に関し工夫している取組

区分	内 容
<p>いじめが解消しても見守り支援をしている取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中学校では、いじめを受けた生徒が、おっとりしている、感情を出さない、きついことを言われても言い返せない、コミュニケーションが取りにくいなどの場合、見守りが必要な生徒として、当該いじめが解消された後も見守りを続けている。また、進級した場合は、注意事項を進級後の担任に引き継いでいる。その結果、表1及び表2のとおり、その後も他の生徒からのいじめを発見している例がみられた。</li> </ul>

表1 いじめが解消された後も見守りを続けている例

被害生徒：中学生（生徒A）、対応年度：平成27年度	
区分	内容
見守り状況	生徒Aは、おっとりしており、感情を出さず、何かきついことを言われても言い返せない子である。
いじめの発生状況	<p>【見守りが必要と判断するまでの状況】</p> <p>学級活動中、生徒Aは、加害生徒から、後ろから椅子を蹴られたり、物を投げつけられたりした。同日、その他加害生徒数名から嫌がらせを受けた。</p> <p>その後、上記加害生徒らから事実確認を実施し、指導した。学年会（同一学年の授業担当教師の集まり）にて、生徒Aが見守りの必要な生徒として、情報共有を行った。担任は、最初の1週間は毎日、その後週1回、その後月1回、生徒Aの面談を実施した。</p> <p>【見守りが必要と判断した後の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生徒Aが何かきついことを言われても言い返せない生徒であることから加害生徒らとクラスが異なるようクラス分けを実施するとともに、当時の担任から進級後の担任へ見守りよう引き継ぎを行った。</li> <li>上記加害生徒らと別の生徒数名からトイレで物を投げられるなどのいじめを受けた。</li> </ul>
いじめ解消後	生徒Aは何かきついことを言われても言い返せない生徒であることから、いじめ解消後も見守りを続けている。

(注) 当省の調査結果による。

表2 いじめが解消された後も見守りを続けている例

被害生徒：中学生（生徒B）、対応年度：平成27年度	
区分	内容
見守り状況	生徒Bは、動きがぎこちなく、反応が鈍く、コミュニケーションがとりにくい子である。
いじめの発生状況	<p>【見守りが必要と判断するまでの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>加害生徒数名から、何度も物を投げつけられた。</li> <li>生徒Bの保護者から訴えがあり、担任が生徒Bに事実確認を実施した。学年会にて見守りが必要な生徒として、情報共有を行うとともに、加害生徒らに別室で特別指導を実施し、生徒Bへの謝罪を行った。</li> </ul> <p>【見守りが必要と判断した後の状況】</p> <p>担任以外の同学年担当の教員が、生徒Bが上記の加害生徒らと別の生徒から蹴られているのを発見した。その後、当該加害生徒に対し、特別指導し、生徒Bに謝罪する場を設けた。</p>
いじめ解消後	生徒Bに対しては、当初のいじめ解消後も、その後のいじめ発生後も定期的に面談が行われ、見守りが継続されている。

(注) 当省の調査結果による。

同校では、これらの見守り支援により、平成26年度のいじめ認知事案9件のうち4件(44.4%)、27年度はいじめ認知事案7件のうち4件(57.1%)が「一定の解消が図られたが、継続支援中」となっており、その割合は全国平均(平成27年度9.2%)より高くなっている。なお、同校の平成27年度はいじめの解消率は42.9%であり、当該市の平均71.1%や全国の平均88.7%を下回っている。

- 小学校は、いじめが解消した事例についても、継続支援中の事例と併せて、フォローアップ資料を作成し、毎月定期開催(1回)の学校いじめ対策組織で全職員に配付し、再発のおそれやその後の児童の状況などを確認している。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(3)-⑫ いじめの解消に関する教育長等の主な意見

区分	内 容
<p>国のいじめ施策の成果指標「いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加」に係るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 県のいじめ施策の目標として、いじめの解消率 100%を設定しているが、一つの内いじめも取りこぼすことなく対処するという姿勢を示している。どれだけ解決に導くことができたのかを評価するようにしている。なお、目標設定をすることにより、学校に対し、いじめの解消率 100%を求めるといったことにつながっているとは考えていない。</li> <li>• 行政が施策を進める上で目標を数値化することは重要であり、文部科学省の成果目標は理解できる。一方、いじめの解消率を向上することが目標となると、学校がいじめ事案を安易に解消と判断し、解消率を上げて報告するおそれがある。いじめについては、本来、白黒はっきりする事案は少なく、学校がグレーの事案を丁寧に見ていくことが大事である。いじめの解消率の高低ではなく、子供の立場に立っていじめを解消できたかどうかのメッセージを発していくことが肝要である。</li> <li>• いじめ防止施策の成果目標を「解消している割合」とする場合は、100%とすることが理想である。他方、問題行動等調査における「いじめ解消」の割合が高いか低いかの判断が区々であることは問題ではない。いじめの収束後、必要な見守りをどのくらい行っているかの実態が伴っているかが大事である。解消までの見守り期間として3か月が短いか長いかは一概にはいえない。各教職員の判断の下、必要な期間、見守ることが必要である。</li> <li>• 文部科学省による現在の指標の設定は、価値ある評価指標と考えている。ただし、同省の目標値が適切かどうかは疑問である。もう少し目標値を上げて良いのではないかと考える。また、一部の地方公共団体が発信している「いじめゼロ」などのメッセージ等は理想的であるが、いじめがあっても（認知しても）解消することが重要であるという現実に応じた現在の指標の価値を国民全体に啓発する必要があると考える。</li> <li>• いじめ問題に対する指標の一つとして、いじめ防止施策の成果目標を「解消している割合」とすることはあり得る。指標とする場合、一定の解消時点を定め、パーセンテージで達成度合いを測れなければ意味がなく、文部科学省からいじめ解消の定義が示されれば、各学校の現場においても判断の目安となり対応しやすくなる。なお、解消までの見守り期間として3か月が適当かどうかは判断が分かれるところだが、教委の立場としては、分かりやすい数値の方が学校への指導がしやすい。</li> <li>• いじめ解消の状況が 100%となっていないことが、継続支援及び見守りが適正に行われている好ましい状況と認識している。子供たちが不安なく学校に来ることができるように見守ることが重要である。</li> </ul>
<p>いじめの解消判断の困難性に係るもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 解消の判断は、学校で行っていくのが基本である。ケースバイケースで適切に対応してもらえない。目に見えるかたちでの解消は、学校である程度確認できるが、保護者が納得したか、児童生徒は内面的に解消したかなどの判断は難しい。</li> <li>• 県では、「嫌な思いをした」というレベルからいじめを捉えているが、これら全てについて、いじめの解消の基準を踏まえながら、従来どおり児童生徒への継続的な見守りがおろそかにならないようにする必要がある。 また、解消率を成果とすることについては、行政として取組を評価する必要性からやむを得ないが、現場が安易にいじめが解消したとみなすことのないよう、指導していく必要がある。</li> <li>• 解消率の増加はいじめ防止対策の効果を示す判断材料の一つではあると思う</li> </ul>

が、「解消」の基準が曖昧であり、カウントに苦慮する。また、解消率の低い学校に対して解消率を上げるような指導は、いじめへの対処をせかすことにつながることもなり、安易に行うべきではない。

- ・ いじめ防止対策の成果目標を「解消している割合」とすることも一つの考え方であると思うが、「いやな思いをした」ケースを全て含めたものを母数にすると解消率は相当高くなるのではないか。むしろ、解消に至らなかったケースを検証し、どのような取組が不足していたのか等を洗い出すことが今後の施策に生かせるのではないか。
- ・ いじめ問題は息の長いフォローが必要である。「3 か月経過して何も起こらないので解消した」などと整理できる問題ではなく、市では「一定の解決は図られているものの、引き続き見守っていくことが重要」との考えに基づく対応（進級時に別クラスにする、場合によっては卒業までケアするなど）を実施している。文部科学省は、「いじめの解消」の考え方を示す際に、一定期間何事もなければいじめは解消したものとするなどと捉えられかねない基準を策定することはやめてほしい。いじめ防止対策の施策を講ずるための基本的な情報であるいじめの認知及びいじめの解消に係る基準は、現場の教師の声をしっかり聞いた上で見直し等を行うべきである。

(注) 当省の調査結果による。